

掛川市告示第13号

河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に規定する準用河川に係る河川区域の変更により
廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告
示する。

その関係図面は、平成28年2月5日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月5日

掛川市長 松 井 三 郎

1 河川の名称

準用河川太田川水系松葉川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成28年2月5日

3 廃川敷地等の位置

静岡県掛川市倉真字松葉新ヤ7951番の3地先

静岡県掛川市倉真字松葉新ヤ7950番の1地先

静岡県掛川市倉真字松葉新ヤ7951番の2地先

静岡県掛川市倉真字井戸尻7754番の2地先

静岡県掛川市倉真字井戸尻7754番の4地先

静岡県掛川市倉真字井戸尻7754番の1地先

静岡県掛川市倉真字井戸尻7754番の3地先

静岡県掛川市倉真字松葉7889番の2地先

静岡県掛川市倉真字松葉7889番の3地先

静岡県掛川市倉真字松葉新ヤ7910番の3地先

静岡県掛川市倉真字松葉新ヤ7909番の3地先

静岡県掛川市倉真字松葉7889番の6地先

静岡県掛川市倉真字松葉7889番の8地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 415.09m²